

活動協力店舗を募集しています



ヘアドネーションとは？

小児がんや先天性の脱毛症などで頭髪を失った子どもたちへ、医療用ウィッグを無償で届ける活動です。

町内の理容所・美容所の皆様へ

子どもたちへのアピアランスケア支援の一環として、ヘアドネーション活動にご協力いただける町内の理容所・美容所(活動協力店舗)を募集します。町民を対象に実施したヘアドネーションカット実費額(上限6,000円)を町から活動協力店舗へ補助します。

登録から補助金請求までの流れ STEP 1 → STEP 5(詳しくは裏面)

STEP 1
登録申請

STEP 2
登録決定

STEP 3
予約受付・確認

STEP 4
施術

STEP 5
町への補助金申請

店舗への補助額

- ヘアドネーションカットに必要な実費額(上限6,000円)
- それ以外のサービス(カラー、パーマ等)は頭髪寄付者の自己負担です。

募集対象・登録の要件

- 対象:三芳町内の理容所・美容所
- 提出書類:活動協力店舗登録申請書(様式第1号)／店舗の施術料金表(メニュー表等)の写し
- 登録要件:交付要綱の規定を遵守／適切なヘアドネーションカットの実施／協力店舗として町HP等で公表されることへの同意
- 申込方法:健康推進課の窓口・郵送・町ホームページ(電子申請)で受付

登録から補助金請求までの流れは 裏面 をご覧ください

カット期限
令和9年3月31日まで

活動協力店舗登録から補助金請求までの流れ

お申込みから補助金の交付申請までの5ステップ

STEP
1

活動協力店舗として登録申請する

本事業にご協力いただける場合は、事前に町(健康推進課 健康推進担当)へ以下の書類を提出してください。(郵送・町ホームページからの電子申請も可)

＜提出書類＞ ①三芳町ヘアドネーション活動協力店舗登録申請書(様式第1号) ②店舗の施術料金表(メニュー表等)の写し

＜登録要件＞ 交付要綱の規定を遵守／頭髮寄付者への適切なヘアドネーションカットの実施／登録後に協力店舗として町HP等で情報公表されることに同意。

STEP
2

登録決定通知を受け取る

町が申請内容を審査し、登録が決定した場合、店舗へ「登録決定通知書(様式第2号)」を郵送します。

STEP
3

予約受付と事前確認を行う

町民(頭髮寄付者)から予約が入った際は、以下の点を確認・案内してください。

- ①町発行の「認定証兼実施依頼書(様式第4号)(原本)」を当日持参するようお願いください。
- ②施術料金はヘアドネーションカットに必要な実費額(上限6,000円)であり、それ以外のサービス(カラー、パーマ等)は自己負担になることをお伝えください。また、実費額が6,000円を超える見込みの場合は、カット前に超過分が自己負担になることも明示し、了承を得てから予約受付をしてください。

STEP
4

当日の施術とレターパックの交付

- ①来店時、寄付者が持参した「様式第4号」を受け取り、内容を確認します。
- ②第11条の「髪の毛の基準」(長さ31cm以上・濡れていない等)を施術前に確認します。
- ③ヘアドネーション後の頭髮を整えると、予想以上に短いヘアスタイルになることがあることの了承を得てください。
- ④ヘアドネーション用のブロッキング、カット、仕上げカット等を行います。
- ⑤カットした頭髮を町のレターパック(別途配布します)に入れ、髪とレターパックと一緒に写真撮影します(補助金申請時に提出)。
- ⑥撮影後、レターパックと髪を頭髮寄付者に渡し、寄付先を記入のうえ投函してもらいます。
- ⑦会計は、実費額が6,000円を超えた分及びそれ以外のサービス(カラー、パーマ等)の費用は頭髮寄付者から徴収します。

STEP
5

補助金の交付申請(実績報告)

カットを実施した日の属する年度の末日までに、町(健康推進課 健康推進担当)へ補助金の申請・請求を行ってください。(窓口・郵送)

＜提出書類＞ ①交付申請書兼請求書(様式第6号) ②認定証兼実施依頼書(原本) ③送付する髪とレターパックの写真 ④実費額を証明する書類(料金表の写し等)

活動協力店舗の申込み・お問い合わせ

三芳町 健康推進課 健康推進担当

窓口・郵送・町ホームページ(電子申請)で受付

住所 埼玉県入間郡三芳町藤久保1100番地1
TEL 049-258-0019(内線188~191)
FAX 049-274-1051
メール choju@town.saitama-miyoshi.lg.jp



▲町ホームページ
(電子申請はこちらから)